

杉並区立こども発達センター（児童発達支援センター）運営規程

第1条 事業の理念・目的および運営方針

1 事業の理念

個人の尊厳を最大限に尊重し、利用される子どもの状況や保護者のニーズを踏まえながら、サービスや個別支援を適正かつ平等に実施します。

2 事業の目的

心身の発達に心配のあるお子さんとご家族を援助することを目的としています。お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面・精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助します。

3 運営方針

(1) 利用者とその家族の参加による児童発達支援計画の作成と実施を行います。

(2) 相談は利用者とその家族等の立場に立って行います。

- ① 日常的な相談を充実します。
- ② 地域との結びつきを大切にし、福祉、保健、医療との連携・協力を進めます。
- ③ 速やかな情報提供・開示を行い、利用者とその家族と定期的な話し合いを行います。

(3) 利用者とその家族の立場に立ったサービスの質の向上を図ります。

- ① 施設の運営方針等を定期的に見直し、時代の変化に応じたサービス展開を目指します。
- ② 従事者の資質向上のため、計画的に研修を行います。
- ③ 第三者評価と自己評価を進めます。
- ④ 第三者委員による相談など、苦情処理の仕組みを整備します。
- ⑤ 利用者とその家族の個人情報、杉並区個人情報の保護に関する条例にもとづき適正な管理につとめます。

第2条 事業所の名称等

(1) 名称 杉並区立こども発達センター

(2) 所在地 杉並区高井戸東1-18-5

第3条 従業員の職種・員数および職務の内容

職種	員数	職務内容
管理者	常勤 1	こども発達センター全従事者の管理および児童発達支援、相談支援、保育所等訪問支援業務の管理を一元的に行います。
管理責任者	常勤 1	個別支援計画作成、利用調整、技術指導、サービス内容管理等
福祉職：保育士 児童指導員等	常勤 14 非常勤 13	日常生活動作・創作活動・社会適応訓練等の企画・実施、相談等
看護師 栄養士	常勤 2 非常勤 1	日々の視診や健康管理、健康相談、検診の実施などの支援 給食の献立作成、栄養指導、栄養相談などの支援
専門指導員	常勤 4 非常勤 17	理学療法士 2、作業療法士 2 心理職 7、言語聴覚士 6、理学療法士 2、作業療法士 2 それぞれの専門性に応じた支援を行います。
嘱託医	8 管理医師 1	医療相談、医療的ケア助言・指導など

第4条 営業日、営業時間、サービス提供時間

1 営業日及びサービス提供日

原則として月曜日から金曜日(祝日および年末年始を除く)

2 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

3 サービス提供時間

午前 9 時 15 分から午後 2 時 15 分

午前 9 時 15 分から午後 1 時 15 分

第5条 利用定員

一日あたりの定員は 40 名とします。

第6条 指定児童発達支援事業の内容および通所給付決定保護者から受領する費用の額

1 サービス内容

項目	サービス内容
個別支援計画 作成	支援の計画を作成し、必要なサービスを提供します。
自由遊び	こどもの好きな遊びを職員が援助します。こどもは遊びを通して心身ともに成長していきます。
あつまり	体操・歌・手遊びなどをみんなで集まって楽しみます。
課題遊び	体を使った遊び・造形的な遊び・音楽遊び・親子遊びなど、季節やこども達

	の様子に合わせて、課題を設定します。
生活習慣	食事・排泄・着脱・歯磨きなど、生活全般についての指導・援助
行事	たんぼまつり、遠足、家族交流会
専門療育	摂食指導、スキンシップ水療育、造形療法
健康指導	登園時の健康チェック、健康相談、定期検診(内科・歯科・耳鼻科・眼科)
給食の提供	初期食・中期食・後期食・幼児食・アレルギー対応食などこどもの摂食機能などにあわせて提供します
通園バス3台の運行	バス運行時間は最大でも1時間程度とし、利用者の負担軽減を心がけます。

2 利用者からの受領額

杉並区で定める所得に応じた利用者負担金および給食にかかる食材料相当額の実費を受領します。

サービスの提供にあたり、サービス内容・費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ます。

費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる領収証を交付します。

第7条 通常の事業の実施地域

杉並区内とします

第8条 利用にあたっての留意事項

通園は子ども単独の通園および親子による通園とします

第9条 緊急時等における対応方法

- 1 子ども発達センターにおける緊急時対応マニュアルにより対応します。(別紙参照)
- 2 緊急な対応に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 3 事前登録していただいたメールアドレスあてに、緊急一斉メールにて連絡することがあります。

第10条 非常災害対策

- 1 杉並区子ども発達センター緊急時対応マニュアルにより対応します。(別紙参照)
- 2 緊急な対応に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

第11条 虐待防止のための措置に関する事項

子ども発達センターは、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ、区へ報告します。

- 1 虐待防止に関する責任者の設置
虐待防止責任者 子ども発達センター所長

- 2 苦情解決体制の整備
- 3 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- 4 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

第12条 感染症等の予防及びまん延の防止

こども発達センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施します。

第13条 身体拘束等の禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- 4 身体拘束等の適正化のための対策検討会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 5 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 6 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

第14条 適切な職場環境維持

適切な児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。

第15条 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第16条 安全計画の策定

利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、利用者等に対するセンター外での活動、取組等その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他

事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、利用者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知します。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとします。

第 17 条 通園バス運行時の所在確認

こども発達センター外での活動、取組等のための移動その他の移動のために通園バスを運行するときは、こどもの乗車及び降車の際に、点呼その他こどもの所在を確実に把握することができる方法により、所在を確認します。

- 2 こどもの送迎を目的として運行するときは、ブザーによるこどもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時に前項に定める所在の確認を行います。

第 18 条 その他運営についての重要事項

従業者等の質的向上を図るため、従業者に対する研修を定期的実施します。

- 2 地方公務員法に基づき、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持、その職を退いた後においてもこれらの秘密を保持します。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付則

この規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する（14 杉保こ第 212 号）

この規定は平成 18 年 10 月 1 日から施行する（18 杉並第 37081 号）

この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する（24 杉並第 60260 号）

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する（5 杉並第 2064 号）

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する（5 杉並第 69821 号）